



# 第 268 号



- 青年部だより 全国青年部協議会が第8回全国大会を岡山県で開催
- 新入会員との懇談会 平成24年度上期入会分
- 全産廃連 第49回関東地域協議会を開催
- 環境省 平成24年度環境配慮契約法基本方針検討会



# 有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、  
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO<sub>2</sub>排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度産業廃棄物(新替え保管を除く)中間処理業 優良産廃処理業者認定制度

産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012

優良認定業者 ありあけこうぎょう 検索 http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD. 〒136-0093 東京都江東区若洲2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

BSI JAB MS ISO 14001 JACS A MS JAB OHS18001

# リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築  
モーダルシフトでCO<sub>2</sub>削減



- 営業品目
- 産業廃棄物処分業(コンクリート塊の破碎2,040トン/日)再生砕石、再生砂の販売
  - 産業廃棄物収集運搬業(保管積替を含む)陸上・海上輸送共可能保管積替(汚泥、燃え殻、鉱さい)積替え(上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類)
  - 汚染土壌の陸上海上輸送

日栄産業 株式会社 TEL. 03-3790-7400  
〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2 FAX. 03-3790-7401  
http://nichiei-sangyo.jp

MS JAB OHS18001 登録実地監理/www.jab.or.jp

ISO14001 2004取得

中間処理業 2-11-C0027  
収集運搬業 2-11-B0022

[青年部だより] 全国青年部協議会が第8回全国大会を「晴れの国」岡山県で開催 当協会及び青年部4社が環境省産業廃棄物課長賞等を受賞	2
24年度上期の新入会員と協会役員との懇談会を開催	6
[全産廃連] 第49回関東地域協議会を茨城県で開催	8
[環境省] 平成24年度 環境配慮契約法基本方針検討会 ～環境配慮契約法基本方針等の改定案について～	9
[医療廃棄物委員会・岩手県釜石市の施設見学会レポート] 釜石市災害廃棄物中間処理施設、新日鐵住金(株)バイオマス混焼 石炭火力発電施設、ムゲンシステム(株)廃プラ油化処理施設を見学	14
[収集運搬委員会・施設見学会] 環境リサイクルエネルギー株式会社 バイオマス等発電施設を視察	18
[法制度検討委員会] 初の合宿型委員会を開き、検討中のテーマについて議論重ねる	20
[女性部だより] 「廃棄物処理事業者に課された法律の縛り」を テーマに勉強会を開催	22
*****	
委員会報告(中間処理委員会)	5
つばやき どうなる?東京都	17
新入会員紹介	21
協会の主な今後の日程	23
新TSK会だより 第29回新TSK会ゴルフコンペ開催報告	24
地球温暖化対策 マヤ文明崩壊の原因は気候変動	25
よろず相談(法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ3)	26
事務局だより・編集後記	32
表紙の言葉	16

## 全国青年部協議会が第8回全国大会を「晴れの国」岡山県で開催 当協会及び青年部4社が環境省産業廃棄物課長賞等を受賞

今回、青年部は平成24年11月22日(木)に開催された(公社)全国産業廃棄物連合会「全国青年部協議会第8回全国大会・岡山大会」に参加した。

2年に1度開催される全国大会は前回の神奈川県(横浜大会)から中国ブロックである岡山県に舞台を移し、全国から集まる仲間たちを迎えて開催された。

岡山城や日本三名園のひとつである後樂園を望む岡山プラザホテルを会場とし、前回テーマ「CO<sub>2</sub>マイナスプロジェクト」に続き、今回のテーマとなった「CSR2プロジェクト」を中心に4部構成で行われ、CSR活動の成果を発表・表彰・継続への提言をする場となった。

第1部では開会セレモニーが行われ、地元岡山出身のシンガー「まきちゃんぐ」を迎えた音楽と映像によるオープニングセレモニーから始まった。全国青年部協議会会長・尾崎俊也氏の主催者挨拶があり、多くの来賓祝辞・祝電を頂いた後に、全国青年部協議会中国ブロック代表・三輪陽通氏の閉会の辞で、開会セレモニーは締められた。

第2部では中国ブロック記念事業として「小学生の環境学習 公開授業」が岡山市内に通う小学生を対象に行われた。(一般社団)岡山県産業廃棄物協会では教育委員会からの依頼もあり年2～3回の環境学習を開催しているという。舞台最前列に招待された小学生に対し、岡山県の有名な童話「ももたろう」に扮した青年部員たちが、ごみの分別クイズ(一廃と産廃の二択形式)をメインに小学生にもわかり易い言葉やスライドを使いながら解説し、正解した小学生には「キビダンゴ」を渡すという趣向を加えた「身になる授業」であった。

第3部では全国青年部協議会記念事業として「CSR47」総選挙が行われ、全国7ブロックがそれぞれにCSR活動報告を発表したが、寸劇あり、ハプニングあり、ユニークなプレゼンスタイルあり、と本家の総選挙さながらの予想通りの見ごたえある発表会となった。その後、全国から寄せられたCSR2プロジェクト全9部門の受賞者発表と表彰式が行なわれたが、「ステークホルダーとの共同実施部門」で東京産業廃棄物協会・「使い捨てライター回収事業」が環境省産業廃棄物課長賞を見事受賞したのを皮切りに、同部門で加藤商事(株)・「ふれあい収集(高齢者等訪問収集)」が全国連合会会長賞を、「びりり部門」で(株)オガワエコノス・「家族工場見学が環境省産業廃棄物課長賞を、「人づくり部門」で(株)太陽油化・「オフィス環境ノ社員のやる気ノプロジェクト」が環境省産業廃棄物課長賞を、比留間運送(株)・「障害者職場実習ステップアップモデル事業」が審査委員長賞を受賞し、東京産業廃棄物協会として受賞したほかに青

年部の4社が表彰台にあがった。ちなみに「びりり部門」とは、小さなことから大きな成果に繋がるような取組みを評するもので、「山椒は小粒でもびりりと辛い」から名づけたらしい。

そのほか各部門受賞者は以下の通り。



ステークホルダーとの共同実施部門受賞者



人づくり部門受賞者



びりり部門受賞者

	環境省 産業廃棄物課長賞	審査委員長賞	全国連合会 会長賞	全国青年部 協議会会長賞
①ご当地CSR活動部門	(社)京都府産業廃棄物協会青年部	(公社)神奈川県産業廃棄物協会青年部	(有)宇佐美	(一般社団)兵庫県産業廃棄物協会
②コンプライアンス部門	(株)リヴァックス	三木資源(株)	加山興業(株)	(株)テルム
③環境貢献部門	(株)井奥建材工業	日本化工(株)	東洋電化工業(株)	NIK環境(株)
④社会貢献部門	(株)村山興業	(株)元井建設工業	太信鉄源(株)	(社)大阪府産業廃棄物協会
⑤地域貢献部門	浜田化学(株)	(株)スパット北上	(株)グローバルテクノス	(株)樋口敦郎商店
⑥ステークホルダーとの共同実施部門	(社)東京産業廃棄物協会	(株)ミダック	加藤商事(株)	萬世リサイクルシステムズ(株)
⑦びりり部門	(株)オガワエコノス	飯塚商事(株)	渡辺建設工業(株)	山興緑化(有)
⑧人づくり部門	(株)太陽油化	比留間運送(株)	仲田総業(株)	(有)土江重機
⑨啓発部門	(社)長崎県産業廃棄物協会			

最後に、横浜市立大学CSRセンターLLPセンター長・影山摩子弥先生から総評を頂いたが、その話の中で、近年、企業は事業活動を行う中で、社会的な公正さや環境への配慮、地域貢献等を通じて関わりのあるステークホルダー(利害関係者)に対し責任ある行動をとるべきだというCSR(企業の社会的責任)の考えが広がっているが、実際に何をすべきかわからない事業者が多く存在する。また、CSRは優劣がつけられないものである。なぜかというステークホルダーがどのようなニーズを持っているか、そのニーズに応えられているかが最大のポイントになるからであり、そして今回

の全国大会はその活動を盛り上げるきっかけとなるだろう、とおっしゃっていた。産業廃棄物の適正処理を推進し、国民の生活環境の保全と産業の健全な発展に貢献することを目的として設立された公益社団法人全国産業廃棄物連合会の活動は、まさにCSRの考えそのものであり、「CSR2プロジェクト」は、環境保全、社会貢献、ガバナンスと情報開示等、産業廃棄物処理業界にとって非常に重要な活動を推進することによって、企業と社会の持続的な発展を図る活動となるべく誕生した。

第4部はそんな業界人としての使命感を抱きつつ大懇親会へと突入した。会場ではご当地メニューの出前ブースが設置され、舌鼓をうちながらの交流を楽しんだ。前回横浜大会のサポートミュージシャンである上田正樹氏がシークレットゲストで登場したり、特別司会者の鼠先輩との記念撮影に列ができたりと盛り上がり、今回のテーマソング「同じ時代を 同じ夢を」をサポートミュージシャン米重優哉氏と共に熱唱し閉幕した。

最後に、今大会の主管として準備・企画・設営等に膨大な時間と労力を費やしてご尽力いただいた中国ブロックの皆様方に御礼申し上げます。また、出席を頂いた来賓の皆様方、全国青年部協議会の皆様方、本当にお疲れ様でした。

(都清掃(株) 吉野猛彦 記)

=====  
**【国内施設見学研修会】**

**全国大会参加に先立ち(株)浜田・(株)アイデックスを総勢20名で見学**  
 =====

見学場所：株式会社浜田（大阪府高槻市柱本3-8-6）

開催日：平成24年11月21日 13:10～



①安全第一 ②粗破碎・圧縮工程 ③パソコン分解作業

- ①事務所外側に掲げられている健康(安全)第一の旗に、健康(安全)に対する従業員全員のコメントが書かれているのが非常に印象深く、見習いたい一面でした。
- ②大型家電・機器類の粗破碎から圧縮までの工程を見学しました。有価物として出荷されていて、独特な圧縮機が圧巻でした。
- ③パソコン等の分解業務で、約30種類前後の有価物に綺麗に分類されていました。バッテリーのリサイクルには、特異性を見出し、蓄電池化等、太陽光発電等と連携し、今後の事業性が楽しみに思えました。

見学場所：株式会社アイデックス（大阪府高槻市津之江町2-29-9）

開催日：平成24年11月21日 15:30～



①分析研究室 ②RPF品質管理 ③2軸破碎後の細かい分別

- ①石綿含有産業廃棄物の環境測定など、分析の研究室を見学させていただきました。石綿の実物を見せて頂き、大変勉強になりました。
- ②RPF製造機、及び品質管理としてのプラスチックの成分表を見せて頂きました。品質確保の徹底管理が見受けられ、非常に勉強になりました。
- ③廃プラスチックでフラフの製造も行っており、また、2軸破碎機で破碎した後も細かく分別してあり、高品質へのこだわりを見る事が出来ました。

以上、2社を見学させて頂き、品質への追及が素晴らしく、売却先も相場で毎回違う等、非常に勉強になった工場見学でした。貴重な時間を頂き、本当に有難うございました。

(比留間運送(株) 比留間宏明 記)

**委員会報告**



**中間処理委員会（碩委員長）**

平成24年11月5日(月)15時より8名の委員によって開催された。

9月に実施した特措法、特定産業廃棄物に関するアンケートの結果について報告し、情報交換を行った。放射能対策としては、今後も引き続き会員へのアンケートを継続して行うこととした。

平成24年11月27日(火)には、アンケート内容について分科会リーダーにて再度話し合いを行ったが、もう少し細かく分析し、その内容を各分科会で検討することになった。

次回の委員会開催日は、平成25年2月15日(金)としたが、各分科会は第2回目を平成24年12月3日(月)に開催する。なお、破碎・圧縮の分科会は有明興業(株)にて行うことになっている。

## 24年度上期の新入会員と協会役員との懇談会を開催

平成24年11月27日(火)午前11時から、恒例となった新入会員と協会役員の懇談会を協会会議室に於いて開催した。今回は24年度上期入会の正会員5社、賛助会員2社が出席した。高橋会長が入会を歓迎し、「皆さまのご入会により正会員578社、賛助会員68社の計646社となりました。当協会は委員会活動を活発に実施しており、毎月発行の機関誌を通じて委員会活動報告のほか、行政情報など様々な情報を発信しているのでご活用ください。また、ご意見やご質問は事務局へお寄せください。」と挨拶した。



前列中央の高橋会長を囲んで右から新入会員の山田、堀、加藤、辻、石井、小島、柳川の各氏

はじめに出席各社と協会役員の自己紹介、古川専務理事から協会事業の説明があり、続いて出席者による自社の特徴や主な事業内容の紹介と、協会に対する希望・要望、業界の関心事等についてうかがった。特に契約書の電子化については

関心が高く、業界や排出事業者の認識はどうか、進捗状況や今後の進展について、また、電子マニフェストとどう結びついていくのかなど、熱心に意見交換されていた。

出席者は次のとおり。

### <出席者(敬称略)、順不同>

#### ●正会員

アスベックス(株)

出席者：主任 堀 健太郎

連絡先：東京都町田市旭町2-7-8

TEL：042-726-0744

URL：<http://www.kankyorisk.com/>

特徴：アスベストの除染工事、土壤汚染関係

(株)桜コーポレーション

出席者：代表取締役 加藤 和弘

連絡先：東京都港区芝5-26-20

建築会館6F

TEL：03-5730-3377

特徴：残置動産処理等



懇談会風景

三洋商事(株)

出席者：営業事務グループ 辻 弘樹

連絡先：東京都江東区新砂3-10-8 丸

一運輸新砂物流センター内

TEL：03-5677-3030

URL：<http://www.sanyo-syoji.co.jp/>

特徴：通信設備の撤去・リサイクル等

多摩興運(株)

出席者：執行役員 山田 勲

連絡先：東京都多摩市<sup>つよし</sup>乞田<sup>こった</sup>1426

TEL：042-374-2415

URL：<http://www.tamakouun.com/>

特徴：一廃が8割、産廃は主に廃プラ、金属、木くずの収集運搬

(株)DKSロジスティクス

出席者：代表取締役社長 小島 泰行

連絡先：東京都千代田区神田小川町1-1

日幸神田ビル8F

TEL：03-3518-0201

特徴：主に廃プラ、紙くずの収集運搬

#### ●賛助会員

(株)イーシス

出席者：代表取締役 石井 美也紀

連絡先：東京都新宿区三栄町25番地 ネ

オ寺島ビル3F

TEL：03-5919-4670

URL：<http://www.e-sis.co.jp/>

特徴：廃棄物(特に化学系・医療)の管理システムの提供、JWNET 接続業者

エコノハ(株)

出席者：代表取締役 柳川 知徳

連絡先：東京都新宿区揚場町2-18 3F

TEL：080-1435-3247

URL：<http://www.econoha.jp/>

特徴：産業廃棄物業者に特化したホームページ・パンフレット等の制作

## 第49回関東地域協議会を茨城県で開催

11月7日(水)午後2時から、茨城県つくば市のホテルグランド東雲において、関東地域協議会が開催された。協議会に先立ち、会長会議が開催されたが、法制度対策委員会において産業廃棄物処理業の業法制定の検討、全産廃連がエコアクション21の申請窓口になるよう働きかけること、産業廃棄物処理業界が褒章対象となるよう働きかけること、の3点を全産廃連に申し入れることが決議された。

協議会においては、まず、石井会長の挨拶から始まり、引き続き、開催県の(社)茨城県協会の深澤会長、全産廃連の片野事務局長の挨拶があった。



挨拶に立つ石井会長

議事に入り、災害廃棄物の対応について、各協会から報告等がなされた。処理に当たっては、会員の紹介、県市町村との連携、独自の処理スキームを構築したうえでの公募での処理、等が報告されたが、協定については、各都県とも締結さ



茨城県協会の深澤会長

れている状況であり、見直し検討を考えているということであった。

また、平成10年作成の災害に関する指針を新しいものにしていくよう検討が始まったが、災害廃棄物というカテゴリーを考えていくとのことであった。これについては、25年度中に作成予定となっている。次回開催は、東京での開催が承認され、その他では、会長会議での決議事項の報告があった。



協議会開催風景

その後、「産業廃棄物行政の現状と今後の課題について」と題して、環境省産業廃棄物課の廣木課長の講演があった。最新の災害廃棄物処理状況、放射性物質汚染への対処などについて詳しく話された。

終了後、懇親会があったが、1都7県の災害廃棄物への継続的な支援強化を確認し合い、なごやかな交流が図られた。

## 平成24年度 環境配慮契約法基本方針検討会

～ 環境配慮契約法基本方針等の改定案について ～

平成24年度環境配慮契約法基本方針検討会は、7月12日に第1回、11月29日に第2回会合を開催し、「環境配慮契約法」(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律)の基本方針等の改定案について中間のとりまとめを行った。

多くの会員が関心を持つべき検討内容であるので、中間のとりまとめ案のうち、産業廃棄物の処理に関する部分を抜粋し、以下に掲載する。

なお、基本方針等の改定案に関するパブリックコメントは12月7日～1月4日に実施し、1月11日の第3回基本方針検討会で改定案をとりまとめ、2月閣議決定の予定。

### 資料3-3

## VII. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について(案)

### 2. 契約方式の解説

#### 2-1 産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方

産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価にあたっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分の各処理過程における温室効果ガス等の排出削減により、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価に当たっては、産業廃棄物を資源として捉えた循環の利用への取組状況や産業廃棄物処理業者の優良認定への適合の評価を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。

## 2-2 裾切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

以下の2つの要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与えることとする。

- ① 環境配慮への取組状況
- ② 優良基準への適合状況

各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

ここで、本裾切り方式は、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、複数の項目によるポイント獲得手段を確保する等の観点から、複数の評価項目のすべてを満足することを求めるものではないが、入札実施主体の判断により、特定の評価項目を満たすことを必須とする(業務請負条件)項目を設定することもできることとする。ただし、公正な競争確保に配慮する。

なお、産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討にあたっては、価格のほかに価格以外の要素(環境負荷低減に向けた取組等)を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式が最善とされた。しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、当面裾切り方式を採用するものとする。今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後には、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

### (1) 評価項目

上記の観点を踏まえて、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式に採用する評価項目の例を表VII-2-1及び表VII-2-2に示す。評価項目はすべての契約において共通の「基本項目」(表VII-2-1)のほかに、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手(収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者)に応じて「追加項目」(表VII-2-2)を評価して加点することができるものとする。

なお、以下の評価事例において、中間処理業者の再生利用の取組については、熱回収の実施のみを例示しているが、入札実施主体の判断により、産業廃棄物の種類に応じた再生利用方法、再生利用率等を必須項目として仕様書に盛り込むことや評価項目として設定することも可能である。 < 表VII-2-1及び表VII-2-2:省略 >

## (2) 具体的な配点例

評価項目の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、設定することが基本である。以下では、産業廃棄物処理の処理フロー、処理委託を行う相手が異なる事例について、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式において評価ポイントの満点の60%以上<sup>6</sup>の事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、産業廃棄物処理業者の業態別<sup>6</sup>の具体的なポイント制の評価項目、区分・配点例を示すこととする。  
< 脚注:省略 >

【事例1】 収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合の評価項目・区分・配点の例

### ○収集運搬業者

#### 【基本項目】

収集運搬業者との契約(委託契約A)については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価する。基本項目に係る具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-3のとおりである。なお、表VII-2-3に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は75点である。

- ① 事業者共通の評価項目として、環境/CSR報告書の作成・公表、温室効果ガス等の削減計画の策定・目標の設定及び公表を評価し、最大25点を獲得
- ② 優良産廃処理業者認定制度への適合状況の評価し、最大50点を獲得<sup>7</sup>

< 脚注:省略 >

表VII-2-3 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例

評価項目	区分(評価)例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組(小計)		25
① 優良適性(遵法性)	特定不利益処分を5年間受けていないこと ※新規参入事業者(5年に満たない事業者)については評価しないこととする。ただし、参入5年未満の事業者であっても特定不利益処分を受けた場合は、優良適性(遵法性)の項目の配点を差し引くものとする(以下同じ)(P)	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 ※事業に参入した時点から3年に満たない事業者は「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替え(以下同じ)	10
優良認定への適合状況(小計)		50
合計		75

【追加項目】

表Ⅶ-2-4 収集運搬業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
① 環境に配慮した運転・管理 ア. エネルギー使用実態の把握等 イ. エコドライブの推進措置 ウ. 点検・整備の自主管理基準 エ. 輸送効率向上のための措置	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
② 低燃費車の導入割合 （平成27年度燃費基準達成車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
③ 低排出ガス車の導入割合 （平成17年規制以降の適合車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
収集運搬業固有の取組（小計）	—	30
合計	—	105

収集運搬業者との契約（委託契約A）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（上記【基本項目】参照）に加え、③収集運搬業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表Ⅶ-2-4のとおりである。なお、表Ⅶ-2-4に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は105点である。

③ 収集運搬業固有の環境配慮への取組として、エコドライブの推進、車両点検・整備の実施状況、低燃費・低排出ガス車の導入状況等を評価し、最大30点を獲得

○中間処理業者

【基本項目】

中間処理業者との契約（委託契約B）の基本項目のみの評価については、収集運搬業者との契約と同様であり、表Ⅶ-2-5のとおりである。

表Ⅶ-2-5 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例【再掲】

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合計	—	75

【追加項目】

入札実施主体の判断により、中間処理業固有の取組（追加項目）を評価する場合を以下に示す。なお、中間処理業者の再生利用の取組に関する評価等については、前述のとおりである。

表Ⅶ-2-6 中間処理業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
① 低公害型建設機械の導入割合 <sup>注1</sup> （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
② 熱回収の実施 <sup>注2</sup>	処理に当たって熱回収を実施	10
中間処理業固有の取組（小計）	—	20
合計	—	95

注1：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。

注2：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定するものとする。

中間処理業者との契約（委託契約B）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（上記【基本項目】参照）に加え、③中間処理業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表Ⅶ-2-6のとおりである。なお、表Ⅶ-2-6に例示した中間処理業の評価ポイントの満点は95点である。

③ 中間処理業固有の環境配慮への取組として、処理に当たって熱回収を実施（焼却処理を実施する場合に設定）、低公害型建設機械の導入状況（建設機械を使用する場合に設定）を評価し、最大20点を獲得

なお、収集運搬業者と中間処理業者が同一事業者である場合は、収集運搬業及び中間処理業の得点をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。



## 釜石市災害廃棄物中間処理施設、新日鐵住金(株)バイオマス混焼石炭火力発電施設、ムゲンシステム(株)廃プラ油化処理施設を見学

医療廃棄物委員会（五十嵐委員長以下12社）は、11月15日(木)、16日(金)に年一度の施設見学会を実施し、今回は岩手県釜石市にある災害廃棄物処理施設、バイオマス混焼石炭火力発電所、廃プラスチック類・医療廃棄物油化処理施設等を見学しました。神奈川県産業廃棄物協会から2社と岩手県産業廃棄物協会から1社の医療廃棄物中間処理事業メンバーも加わり、施設見学の合間に3地域の親睦と情報交換を重ねることが出来ました。

### ○釜石市災害廃棄物中間処理施設

説明者：大成・熊谷等JV所長 亀井 哲夫氏

釜石市は災害廃棄物処理を県や国に委ねるのでなく市の単独事業として行っています。災害廃棄物の発生予想数量は82万t、総事業費は188億円に及びます。地元の建設会社主体JVの2工区は主に木屑、金属屑、コンクリートガラのリサイクル事業を行い、大成・熊谷等JV工区は市全域の混合廃棄物を可燃物・不燃物等に選別する中間処理事業と清掃工場や最終処分場等への収集運搬事業を行っています。可燃物は修復した旧清掃工場溶融炉と新設の広域清掃工場溶融炉及び花巻市清掃工場で処理し、不燃物は一関市と八戸市の民間セメント工場及び山形県村山市の民間最終処分場で処理して



います。市の方針として、災害廃棄物リサイクルによる資源循環や事業と雇用の地元還元重点を置くことで、政策的に被災地域の経済的活性化が図られています。現在、順調に予定数量の50%程度処理が進んでいるので平成25年3月末の工期は達成できる見通しです。



### ○釜石市表敬訪問

説明者：釜石市復興推進本部事務局次長 佐々木 勝氏

釜石市の人口は36,000人、集落は21箇所です。人口の減少と高齢化が進んで、今後の日本が歩む道を一足先に歩んでいます。人口減少を食い止める道は地域産業の復興以外にありません。社会的弱者の高台移転や工業団地・商業地域の建設等津波に負けない新たな街を造る市の復興事業計画は、住民説明会を丁寧に繰返し開きましたので、21集落の合意がほぼ得られています。復興事業費の予算総額は、約1,200億円です。

### ○新日鐵住金(株)石炭火力発電所

説明者：総務部工程業務部主幹 千田 裕氏



当所は近代製鉄発祥の日本最古の製鉄所です。新日鉄発足後の平成元年に高炉を休止したため現在は銑鋼一貫製鉄所ではなく、タイヤ用線材等の生産拠点です。

又、新日鐵住金の独立発電事業 (IPP) の拠点であり石炭火力発電による電力を東北電力に供

給しています。14.9万kwの発電に年間25万トンの石炭を使用していますが、釜石地方森林組合と連携して5,000トンの林地残材をチップ化して再生エネルギーとして活用しています。2%の石炭利用削減に加えて、CO<sub>2</sub>排出削減に貢献しています。



### ○ムゲンシステム(株)油化装置

説明者：資源循環センター施設課長 佐藤 正隆



東日本大震災の津波災害や福島原発事故を踏まえて、基幹エネルギーの転換が焦眉の急の課題となっています。資源循環を目指すなら、廃棄物処理は社会的コストでなく、地域の足元にある未利用資源を活用する再生エネルギービジネスとして機能できます。

本事業は地球の枯渇資源で自給できない石油から生産された製品の廃プラスチック類について、ゴミとして焼却処理や埋立て処理

するのでなく、ボイラー燃料に使用出来る品質の再生油によみがえらせ、地域再生エネルギーとして活用します。従って、本事業は地域において廃プラスチック類や医療廃棄物を経済的合理的に都市油田に変える資源循環事業を行い、世界の模範となる地域資源循環システムを実現することを目的とします。



現在、岩手県と医療廃棄物等産業廃棄物油化処理の事前協議中ですが、油化処理装置に蒸留機能を持たせる事により、混合油の再生油をA重油相当の再生油として蒸留して、商品としての品質を高めて、地域資源循環システムの流通精度を高度化させる計画です。

(ムゲンシステム(株) 伊藤 彰 記)

### 表紙の言葉

江戸指物師の大淵浩吉氏が、「ほぞ」と呼ばれる凹凸を鑿<sup>のみ</sup>で切り込んでいる。ほぞの位置が少しでもずれると板はうまく噛み合わないため、指物では最も難しく大事な作業のひとつであり職人の腕の見せ所だ。

「指物」とは金釘などの接合道具を使わずに木と木を組み合わせて作られる家具・建具・調度品とその技法のことで、「指物」の名の由来は諸説あるが、ほぞや継ぎ手によって材を組むことを「指す」といい、また「物指し」を用いて細工するからともいわれる。江戸時代中期、消費生活の発達につれて大工職の仕事が細分化して指物師が生まれ、現在に続いている。

浩吉氏は東京都認定の伝統工芸士で、この道約60年の匠である。台東区に生まれ父・浩蔵氏に師事、昭和39年に『大淵木芸工房』を設立した。国産天然無垢材を使い、美しい木目を最大限に活かして、作品によって漆の塗具合を加減するなど独自の工夫で江戸の粋を表現する。伝統の技は初代からの理念と共に、3代目の息子・光高氏に受け継がれている。

大淵木芸工房 <http://www.ohbuchi-mokugei.jp/>

所在地 埼玉県川口市芝下3-17-20

電話 048-265-9106 / FAX 048-265-9106

みんなが使おう！  
再生紙



石原前都知事が第46回衆議院議員総選挙への出馬のため任期途中で辞職となり、統一地方選挙から初めて離脱した形での選挙施行となった今回の2012東京都知事選挙。ほどなくして国家基本政策委員会合同審査会での党首討論において野田首相の解散発言に端を発した衆議院議員総選挙。どちらも偶然なのか同日投票という東京都民にとってはW選挙となった。石原都知事と言えば、筆者の中ではディーゼル車排ガス規制の印象が強い。国の自動車排出ガス規制が打ち出されたことで対応に追われていた中で、ディーゼル車に対する粒子状物質排出規制を東京都が中心となり他の自治体と共同して環境確保条例を制定したことは、当時の運送に係る車両管理者に追い打ちをかけるものとなった。どれが都の基準を満たす粒子状物質減少装置なのか、連日のようにメーカーと都に確認しながら装着の手配に奔走した記憶がある。その他にも新銀行東京設立、カジノ構想、東京オリンピック構想、築地市場移転計画など様々な政策が話題を呼び、とても注目された都知事ではなかっただろうか。ここで政策や発言への評価は触れないが、東京という商品を最も活用した一人だと考

える。2007年から始まった東京マラソンがその一つで、マラソンと縁遠い筆者でも銀座や日本橋などの街並みを駆け抜けるというのは、ちょっと魅力的に見えた。当協会の会員企業の方がマラソンエントリーの抽選に選ばれ参加をして勇姿を見せているが、話を伺うとやはり東京の街並みを駆け抜けるのは特別な気持ちになるらしい。その好奇心と期待感が東京マラソンにおける経済効果を200億円以上という数字にあらわされ、また東京の経済を動かしていくといった、一つの経営戦略であったと言える。

話が逸れてしまったが、今回の2012東京都知事選挙の候補者はこれまでの石原前東京都知事の取り組んできたものを継承するのか、刷新するのか興味深いところである。首都 東京というものをどう考えて運営していくのか、誰がこのイスに座っても予想にも及ばない重責がのしかかるのではないだろうか。まずは未来の都民生活を念頭に置いた施策を実行してくれるであろう新都知事におめでとうと祝したい。

(若葉マーク)

## 環境リサイクルエネルギー株式会社 バイオマス等発電施設を視察

今回は委員及びオブザーバー参加の東京ボード工業株式会社の井上社長、塚田サブリーダーとともに、環境リサイクルエネルギー株式会社と長崎県環境資源リサイクル事業協同組合を訪問し、バイオマス発電所、通称「豪力」を11月16日(金)に見学しました。こちらは長崎県佐世保市が行っているバイオマスタウン構想初の実践の実証施設でもあり、昨年6月に竣工したものです。



環境リサイクルエネルギー(株)の外間代表取締役(中央)を囲んで

「豪力」は、今年7月にスタートした「再生エネルギーの固定価格買取制度」に基づき売電を行うことを目的に、総工費50億円を投じ、建築廃材の木材などを選別粉砕する施設、汚泥を脱水乾燥させる施設、それらを燃料にして発電を行う施設、計3施設の複合型リサイクルプラントとして整備されました。

一方の長崎県環境資源リサイクル事業協同組合は、建設関連や廃棄物処理の企業約60社が出資し組織された組合で、建設副産物再資源化施設を保有しており、燃料となる建設廃棄物等を「豪力」に搬入しています。

「豪力」の1日あたりの最大の発電能力は2,750キロワットであり、九州電力に



環境リサイクルエネルギー(株)のバイオマス燃料製造施設

売電しています。また、この事業は、環境省の温暖化対策事業、佐世保市のバイオマスタウン構想にも位置づけられているとのことでした。

その他感染性廃棄物では、専用ヤードよりコンベアで直接投入処理を行っています。

焼却炉の形式は先ず、ロータリーキルンで一次燃焼し、その後ストーカ炉で完全燃焼と2つの炉を使用しています。

環境リサイクルエネルギー株式会社の外間広志・代表取締役からは、「廃棄物を出さないという再生、再利用の3R事業は法律が非常に厳しくなっている。その中で単にお金をもらって廃棄物を処理するのではなく、廃棄物を電気に変えることに意味があると考えている。」とのお話がありました。また、地域社会の共存、廃棄物の県内処理の実現、地元雇用の推進による地域発展を事業コンセプトに掲げているそうです。全国的にも先進的なビジネスモデルとして注目していきたいと思います。

外間代表取締役には、お忙しい中、快くご案内いただいたほか、親切な対応には深く感謝申し上げます。有難うございました。



海上自衛隊佐世保資料館にて制服を試着(泉と篠原氏)

施設見学後は、海上自衛隊佐世保史料館に立ち寄り、海上自衛官制服を試着し、記念撮影、翌日はハウステンボスで男ばかりの楽しい時間を過ごしました。本場の長崎ちゃんぽんはボリュームがあり、とてもおいしかったです。次の機会には佐世保バーガーでしょうか。



長崎ハウステンボスにて

(委員長 泉 昌男 記)

## 初の合宿型委員会を開き、検討中のテーマについて議論重ねる



平成24年11月8日(木)13時～9日(金)12時の間、ホテルアジア会館（港区赤坂）に於いて、8名の委員とオブザーバー1名で当協会初の合宿型委員会が開催された。

### ① 産業廃棄物業種指定の見直し

(担当：白井委員)

論点は、「木くず」に絞り、業種指定の必要性について討議。

具体的には、グリーンイノベーションWG40（事業系一般廃棄物の3R促進）にもある木製パレットに続く品目として、検討項目⑧廃棄物種類等に関する自治体の判断事例の検討資料(1)梱包木枠の取扱いについて(2)面を持たない垂れ木を組んだものの取扱いについて(3)電線ケーブルの大型ボビンの取扱いについて(4)一般廃棄物として取扱い出来なかった粗大ごみの取扱いについての項目に、(5)として「伐根伐採の取扱いについて」木くずに関する限定を追加し、これらの廃棄物に関しては業種指定を外して、産廃で取扱

うべきかについて話し合った。

### ② 環境配慮契約法改正への提言

(担当：井上委員)

11月8日(木)に行われた環境配慮契約法基本方針検討会の検討内容を事務局で調べて委員へ報告し、各委員は現在出されている改定案に対する問題点、質問事項や疑義を考え、次回委員会で討議した内容により集約した資料をパブリックコメントとして提出する方向で進める。

### ③ 特管品目（廃油・廃酸・廃アルカリ・汚泥）許可範囲の拡大（該当品目の産廃許可の包含）

(担当：森副委員長)

まずは、廃油、廃酸、廃アルカリ、汚

泥、の4品目について実際に困っている事例を森副委員長に調べて頂き、他の委員は4品目で許可範囲の拡大を行った場合の得失を考え、次回本テーマを検討する時に議論を行う。山下委員より廃石綿を加える提案がされた。

### ④ グリーンイノベーション45の「合理的な範囲」についての提言（再委託の規制の条件付き緩和と条件の提言）

(担当：千明委員)

再委託が認められる条件を考える。次回本テーマを検討する時に、排出事業者責任との整合性について芝田麻里弁護士にご説明頂き、意見交換を行う。

### ⑤ 建廃の「選別」の法的位置付けの明確化

(担当：高橋委員)

法令上に「廃棄物処理の安全性を確保し、または再資源化をするための行為」を加え、破碎前の選別行為の必要性をまとめ、中間処理形態として認めてもらう。

### ⑥ 住宅メーカー業界の扱い単位の改訂の提言（数量単位をマニフェスト記載単位へ改めることの提言）

(担当：上路委員)

まずは行政と意見交換を行い、住宅

メーカーへ投げかける方向で進める。

### ⑦ 申請書式の合理化

(担当：山下委員)

変更届出書（様式、記載方法、添付書類）の統一化を図る。（変更届出書が統一化されれば、新規・更新許可申請書式においても連動されると考えられる。）なお、山下委員には、変更届出書に絞った場合の資料について見直し、まとめて頂く。

### ⑧ 廃棄物種類等に関する自治体の判断事例の検討

(担当：濱松委員)

バッテリー・乾電池・蛍光灯の3品目の複合品については、メーカーによって廃棄物となった場合の種類が違う為、製造者責任で処理業者が廃棄物を処理し易いよう、製品に表示を義務付ける等メーカー工業会などに決めてもらうよう指導して欲しいと提言する。

### ◆次回委員会について

「環境配慮契約法基本方針」のパブリックコメントに合わせて12月中に開催する。

## ◎ 新 人 会 員 紹 介 ◎

### (株)イズミ環境

代表取締役 松山 政治

産業廃棄物処分業・中間処理  
〔堆肥化：動植物性残さ〕

〒192-0364 東京都八王子市南大沢3-24

☎042 (682) 4070



## 女性部だより



### 「廃棄物処理事業者に課された法律の縛り」をテーマに勉強会を開催



講師の佐野氏

平成24年11月15日(木)15時より、協会会議室において、講師に高俊興業株式会社・総務部長 佐野藤治氏をお招きし、「廃棄物処理事業者に課された法律の縛り」というテーマで部内勉強会を開催しました。

1. 環境法の体系、2. 廃棄物とは、3. (廃掃法各論) 排出事業者、4. (廃掃法各論) 収集運搬事業者、5. (廃掃法各論) 行政指導・規制の実態、の大きく分けて5つのテーマに沿って講演が行われました。

「1. 環境法の体系」では、環境基本法までの成立や典型7公害、循環型社会形成推進基本法など環境に対しての法律の説明をして頂きました。

「2. 廃棄物とは」では、廃棄物の種類、廃掃法の変遷、一般廃棄物、産業廃棄物の違い、廃棄物の細分類、法が定める産廃20品目など、また初心に戻り勉強させて頂きました。

「3. (廃掃法各論) 排出事業者」では、排出事業者責任、処理基準・保管基準の順守・他人に処理を委託するには・委託

契約書の締結・委託契約書の作り方・許可証の見方・許可番号の見方などについてお話し頂きました。

「4. (廃掃法各論) 収集運搬事業者」では、廃棄物処理業の許可・収集運搬業の分類・収集運搬業の許可・収集運搬業の積替え保管・収集運搬業の手続きの簡略化・産廃収集運搬車両の表示義務・マニフェストの記入例・電子マニフェスト・再委託・マニフェストの具体的流れ・マニフェストの交付義務・マニフェスト関連の罰則についてなど「3」のテーマに引き続き、現在携わっている仕事で必要な知識を再確認することができました。

「5. (廃掃法各論) 行政指導・規制の実態」では、産廃Gメンによる検問・建設解体現場調査・追跡調査・現地調査・許可の取り消しに到る欠格要件など、普段なかなか聞けないお話を聞くことができ、勉強になりました。特に印象に残っているのが、行政が行政処分聴聞通知書を交付する時には、全て調べ上げていて、その罰則からは優秀な弁護士を雇ったとしても逃れられないだろうということでした。

2時間の勉強会でしたが、とても短く感じ、忘れかけていた基本を改めて確認することができ、大変有意義な勉強会となりました。

(注) 講師：元東京都環境局職員 (株)ユーワ 越阪部紀子 記

前号第267号でご紹介した「関東地域協議会女性部会・東京産業廃棄物協会女性部が「e-Lady21のつどい」を主催」の記事において、誌面構成の都合上掲載できなかった写真を掲載します。



### ～協会の主な今後の日程～

(平成24年12月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
12	3	月	中間処理委員会 中和・脱水分科会/焼却分科会 13:00～15:00	協会会議室
			中間処理委員会 破碎・圧縮分科会	有明興業・本社
			「再生砕石」意見交換会(都・当協会) 13:00～15:00	都庁第二本庁舎9階
	5	水	建設廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	6	木	安全衛生推進委員会 16:00～	協会会議室
	7	金	「エアフィルター処分方法について」協議(都・日本空気清浄協会・当協会) 10:00～	都庁第一本庁舎25階112
	12	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～/第300回理事会 14:30～	協会会議室
	13	木	収集運搬委員会 16:00～	協会会議室
	14	金	青年部幹事会 15:30～	協会会議室
	17	月	都・建設廃棄物適正処理部会;「建設廃棄物適正処理講習会」 13:30～	都民ホール
	20	木	女性部 幹事会 14:00～/勉強会 15:00～	協会会議室
25	火	常任理事会 15:00～	協会会議室	
26	水	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室	
28	金	<仕事納め>		
1	7	月	<仕事始め>	
	9	水	常任理事会 13:30～/第301回理事会 14:30～	協会会議室
	18	金	全産廃連:第11回理事会/新年賀詞交歓会	「明治記念館」
	25	金	第58回定時総会 16:30～/賀詞交歓会 18:00～	青山ダイヤモンドホール

第29回 新TSK会ゴルフコンペ開催報告



参加者一同

秋も深まり、紅葉の中、29回目となる東京産業廃棄物協会ゴルフコンペを開催いたしました。今回、新TSK会会長である泉社長（イズミロジスティックス）が珍しくも欠席ということで、私、石田（太陽油化）が幹事を務めさせて頂きました。

今大会の舞台は、森林公園カントリー倶楽部（埼玉県寄居町）、コースコンセプトは『自然の保護と融合、緩やかな起伏と緑あふれる景観に、恵まれた地形を活かしつつ、全18ホールが変化と個性に満ちている』となっておりますが、ま、簡単に言いますと、結構難しいコースということです。そのコースで今回初参加

の細沼社長（成友興業）を含む総勢16名の参加といつもより若干少数のコンペではありましたが、最高の天気の中とても楽しいGCになりました。成績は新ペリア戦ではありますが、やはりベテラン大羽社長（フジ・トレーディング）がシニア優勝ともに優勝、2位は梅澤先生、3位は細沼社長となりました。おめでとうございます。また、38-35の73という圧巻のスコアで加藤社長（加藤商事）がベストグロを獲得されました。すごすぎる!!



受賞者3名

さて、次回ですが、皆様の強い要望の元、震災復興支援も兼ね福島県いわき市の小名浜スプリングスで3月初旬に行く計画であります。是非、奮ってご参加ください。（石田太平 記）

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	大羽敬子	40	50	90	20.4	69.6
準優勝	梅澤 隆	43	42	85	14.4	70.6
3位	細沼順人	42	39	81	8.4	72.6
4位	渡辺省吾	49	49	98	25.2	72.8
5位	加藤宜行	38	35	73	0.0	73.0

マヤ文明崩壊の原因は気候変動

古代マヤ文明の予言によると2012年12月21日（～23日）に人類が滅亡するという。ここ数年話題となっていたが、この説は高度な天文学や数学を用いて作られた「マヤカレンダー」の1つの解釈にすぎないようだ。天体観測に優れ日食・月食の日まで把握していたマヤ文明崩壊の原因が長い間「歴史上の謎」とされてきたことも、人々の好奇心をあおったのだろう。11月9日の米科学雑誌サイエンスに「マヤ文明は気候変動によって滅んだ」とする研究が発表された。気候変動は私達の文明をも崩壊させる要因となるのだろうか。

マヤ文明は中央アメリカ南部一帯に栄えた文明で、インカ帝国とは異なり60以上の独立した都市国家の緩やかな集合体だった。マヤ文明衰亡の原因には諸説あるが、人口過剰や都市国家間の戦争、飢饉、干ばつなど複数の要因が絡み合って衰退したと推測されている。最新の研究で、洞窟内の石筍の調査から気候変動がマヤ文明の盛衰に大きく関係していることがわかったという。洞窟上部から滴る水滴中の炭酸カルシウムが床に沈殿してタケノコのように成長する石筍は降雨量によって成長の早さが異なることから、研究を行った国際チームは過去2,000年間の降水傾向を分析し、マヤ文明の考古学的証拠と比較した。最も湿潤だった紀元440年からの200年間は、農作物の生産量が増え人口が爆発的に増加するが、紀元660年以降は降雨量が減り頻繁に干ばつが発生する。マヤの政治・宗教は多雨を前提に構築されたシステムであったため、統治者が神々と直接対話し降雨や豊作を願っても実現しなくなると王の影響力は弱まり、資源を巡る都市間の争いが起こるようになる。石筍の記録によると紀元1020年～1100年にかけてマヤ地域は過去2,000年間で最も乾燥していたとみられ、深刻な水不足と社会的混乱が都市の放棄に繋がったという。

この気候変動の一因はマヤ人自身にあ

るとする研究者もいる。農地と都市の拡大により森林伐採が広範におよび、土壌から大気中に蒸発する水分が減少したため自然の降雨サイクルが遮られたのだという。なんだか現代の状況と似てはいないだろうか。マヤ文明は滅亡したわけではなく、住民が別の地域に分散していったと考えられているが、地球全体で気候変動の影響が顕在化しているいま、私達が逃げられる場所はない。

ところで、文化庁は先ごろ「和食文化」の世界遺産登録をユネスコに提案すると発表した。検討会が提案する和食とは①多様な食材を新鮮なまま使用②コメを中心とした栄養バランスの良い食事③自然の美しさ、季節の移ろいを表現④年中行事と密接に関連、の4点だそう。しかし日本人が古来からなじんできた季節を感じてきた食材のいくつかは収穫・漁獲量の減少で既に食卓から遠くなったものもある。「和食文化」を守る意識を持って今すぐ行動に移さなければ、和食の調理法は無くならずとも、各地域独特の食材や食文化は気候変動によって“衰亡”する日が来るのかもしれない。

（吉本花子 記）

《参考》

ナショナルジオグラフィック、AFP、日本経済新聞、食品産業新聞 各ウェブページ



弁護士

芝田 稔秋

行政との訴訟で処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか  
事業停止処分、許可取消処分が間違っていたら、どうする?  
(シリーズ 3)

法律相談

今回は、飯山堆肥事件（東京高裁判決 2009.8.27）を取上げる。

下水汚泥の発酵肥料を農地に搬入した行為が不法投棄に当たるとして、産業廃棄物処理施設の設置の許可及び産業廃棄物収集運搬業並びに産業廃棄物処分業の許可が取消されたが、許可取消が間違いであり違法だとされた事件である。

### 事例

原告Xは、産業廃棄物および一般廃棄物である下水汚泥ならびに家畜のきゅう肥等を原料とした有機肥料の製造及び供給並びに産業廃棄物及び一般廃棄物の収集、運搬、処理等（リサイクル事業）を業とする会社であるが、Xが平成16年7月20日から同月28日に、その製造した肥料266トン長野県飯山市内の農家の農地（A畑）に納入して整地し、次いで平成16年7月28日から同年8月4日に肥料126トン近くの農地（B畑）に納入して整地した堆肥について、長野県知事から、いずれの搬入処分も、異物が混入しているから堆肥とはいえず、一般廃棄物と産業廃棄物の混合物としての汚泥であり、汚泥の不法投棄に当たるとして、産業廃棄物処理施設の設置の許可及び産業廃棄物収集運搬業並びに産業廃棄物処分業の許可が取消された。

ここでいう「異物」とは何かというと、廃プラスチック類と木屑の混合物であり、A畑には汚泥発酵肥料 266トンが搬入され、その中に廃プラと不要の木屑が173.2g混入しており、B畑には汚泥発酵肥料 126トンが搬入され、廃プラ・木屑の混合物が2,399.2g混入していたというものである。

原告Xは長野県を被告として、行政処分取消請求の訴えを提起したが、長野地裁では、長野県の許可取消処分を正当と認め、請求を棄却された。

そこでXは東京高裁に控訴したところ、東京高裁では、Xが畑に搬入した物は堆肥であり、廃棄物ではないとして、長野県の許可取消は違法であるとして、原判決を取消した。

これに対し、長野県が最高裁に上告したが、上告は棄却され、東京高裁の判決が確定した。

ここでは、Xが勝訴した東京高裁の判決を取上げる。

### 事例へのアプローチ

「廃棄物」に当たるかどうかについては、長野県も長野地裁も東京高裁も、原告Xも「総合判断説」を採用しているが、総合判断の適用の仕方ないし解釈に大きな差異がある。

本件行政処分は、本件「肥料」には「異物」が混入しているから「肥料」とはいえず、「廃棄物」に当たるとするのが不法投棄の主たる理由である。

そこで、異物が混入すれば、ただちに「廃棄物」となり、「肥料」とはいえなくなるのか、必ずしも廃棄物になるとはいえないとすれば、どの程度異物が混入すれば「肥料」性を失い廃棄物となるのかが主たる争点として争われた。

また、行政が許可取消などの不利益処分を行うにあたり、どの程度の調査・証明を行うべきなのかについても争われた。

### 東京高裁の判断

#### 1 廃棄物該当性の判断基準について

廃棄物該当性の判断基準については総合判断説に立ち、「不要物」に当たるか否かを判断するにあたっては、客観面と主観面を考慮するとしつつ、客観的要素を重視すべきとした。

#### 2 本件肥料の廃棄物該当性について

##### (1) 物の性状について

##### ① 異物の混入と廃棄物該当性について

異物の混入は、汚泥から肥料を製造するという事柄の性質上、完全に防ぐことはできないと考えられるので、「品質が低下するような」という文言にも意味があるといふべきであり、異物の混入があっても、それが施用効果等に照らして無視し得る程度にとどまるような物は、肥料取締法に適合する肥料と認めて差支えないものと解される。どの程度の混入ならば許されるのかについては、法令上の基準はないから、その合理的な解釈によって決するほかはない。

厚生省指針は、・・・ごみ高速堆肥化施設の有すべき性能に関してではあるが、堆肥の性状につき、異物混入率は、乾燥状態で1%以下であることと定めている。この定めが、・・・異物の混入率が1%以下であれば、ごみ高速肥料化施設に対し国庫補助を行って差支えないとしているということは、「品質の低下するような異物」の解釈に当たり、参考となるものといふべきである。そして、これによれば、異物の混入率は、一つの指標となるものと考えるのが相当である。

##### ② 本件異物の混入率について

本件搬入物における異物の混入率についてみるに、本件搬入物自体に異物がどのくらい混入していたかを示す直接的な証拠はない。

長野県が本件投棄物から、「異物」を収集したのは、本件搬入物の搬入から3ヶ月以上後の平成16年11月5日のことである上、全部で173.2gであったというのである。

この分量は、2,416㎡の圃場に266t=2億6,600万g搬入された物の中に混入していた

物であるとする、その混入率は重量にして0.000065%にすぎない。つまり1%よりはるかに少ない。

長野県は、この量は圃場の一部の表面のみから収集したものであり、全体量はもっと多いというが、収集した面積が地表面のどの程度に当たるのかも不明であり、この量が全体のどのくらいの割合なのかを示す資料は存在しない。

長野県は、例えば、表面積と深さを特定して試し掘りをして、その中から収集された異物の量から、全体の量を推計するなどの調査を全く行っていない。これは、異物の混入さえあれば、その混入率によらず、廃棄物に当たるという考え方によったものと思われるが、調査方法として不十分というべきである。

したがって、実際に収集された量をもって、混入率を推計するほかはなく、仮にこれを100倍しても、まだ0.0065%にしかならないのであるから、このような数値をもって、異物の量から「品質の低下するような異物」が混入していたと認めることはできないというほかはない。

③ 次に、混入物によっては、有害物質のように、たとえわずかでも混入の許されないものもあると考えられるから、混入率のほかに、混入していた物の種類、性状等も問題とすべきである。

この観点から、本件搬入物に混入していたとされる物をみると・・・これらは、微量であっても混入が許容されない有害物質などと異なり、上記の収集量に照らすと、その混入を理由として汚泥発酵肥料が全体として廃棄物に当たると評価されるものまでとはいえないと解される。

## (2) 廃棄物該当性の総合判断

判例は、物の性状のほか、排出の状況、通常取扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を詳細に検討し、これらを総合的に判断すると、「本件汚泥発酵肥料の搬入行為は、廃棄物の投棄ではないかとの疑いを持たれてもやむを得ないところがあるものの、控訴人の調査分析等が十分に行われなかったこともあって・・・そのように断ずるには疑問が残るところであり、結論としては、みだりに廃棄物を投棄したものととして、廃棄物処理法16条に違反するとの証明は不十分であるといわざるを得ない。」として、廃棄物該当性を否定した。

## 解説

東京高裁では、筆者が控訴人Xの代理人を担当した。長野県の行政処分の間違いと長野地裁における判決の間違いを指摘し、それが高裁で認められたのは、代理人としては大成功である。

### 1 高裁判決の意義

高裁判決では、本件搬入行為について廃棄物の不法投棄ではないかとの疑いを持たれてもやむを得ないところがあるとしつつも、行政の調査分析が不十分であったことを指摘し、廃棄物該当性を否定したことには意義がある。

すなわち、判決が行政の調査方法へ言及したことは、行政処分を行うにあたっては、主観的な評価によらず、きちんとした調査・証拠に基づいてなされることが必要であることを行政に対して明らかにしたものであり、行政に対する警鐘となるからである。

### 2 原告会社の営業

原告会社は下水汚泥を発生場所から引取ってきて処分するという本来の産業廃棄物処理業および一般廃棄物処理業の仕事を行うのと兼ねて、下水汚泥を堆肥にするというリサイクル事業（堆肥化が“処理”である）をしており、本件搬入物はその熟成した堆肥を、注文を受けた農家の畑に搬入したのだった。

しかし、長野県は、搬入物（「汚泥」という）の性状をなんら明らかにしないまま、原告が廃棄物を不法投棄したと認定して許可を取消したのであり、長野地裁判決は、県の不法投棄の主張を安易にそのまま認めたのであった。もしや、「業者は悪であり、行政に誤りはない」という先入観はなかったかと懸念される。

では、不法投棄したという廃棄物は何か。どういうものを廃棄したというのか。原告が畑に「搬入した堆肥」と、その原料としての「下水汚泥」とを比較してみる。

### 3 下水汚泥と堆肥との比較

#### (1) ナマの下水汚泥

原告が引取ってきたばかりの“生の汚泥”は、匂いは糞便の匂いが強くて臭いこと、色は黄色っぽいとか、ねずみ色などがある。形状は、まさに泥状で、水分が多くて（含水率約80%前後）、山積みができない。すぐに垂れ、崩れて広がってしまう。囲いがないと、一定の形状が保てない。水分が多いために重い。堆肥にあるような木屑が入っていない。もし大量に畑に搬入すると、厚い層をもって、ぬるぬるとした『汚泥の海』となる。面積一杯に広げることが出来ない。畑に敷けば少しは地中に浸透するであろうが、浸透よりも早く低いところへ流出していくであろう。『汚泥の海』の上にはとても立ってられない。作業者は、臭くてたまらず、逃げ出すであろう。このような汚泥のままでは、到底、耕耘機での作業も出来ない。

そういう“生の汚泥”は、原告の堆肥施設の「受入れ槽」からでも原告が持ち出さない限り普通は見られないが、被告も原判決も、その出荷の場所が「受入れ槽」だとか、「ストックヤード」だとか、あるいは「発酵槽」だとか、なんら明らかにしていない。

こういう水分の多い下水汚泥は、運搬は水の漏らないコンテナ車および深あおりのダンプでするしかない。

#### (2) 熟成した堆肥

これに対して、熟成した堆肥は、匂いは殆ど取れていて、腐葉土のような匂いである。色はこげ茶色で、水分が随分少なく（含水率約30～40%）、軽くて、山積みができる。『堆肥の海』なるものはできない。木屑が多量に入っている。運搬は深あおりのダンプでする。現に原告は標準の深あおりのダンプで本件搬入物を運搬した。

耕耘機での作業は、普通の畑でするように、なんらの支障なくできる。



匂いが臭いということで、近辺に居る人も作業員も逃げ出すようなことは全くない。生成した堆肥は、山積して十分の固さがあり、もちろん、堆肥の上に十分立つことができる。

こういう差異があるから、生の汚泥と熟成した堆肥との識別は容易であるのに、県は本件搬入物について、性状の何たるかを全然明らかにせずして、漠然と「汚泥」と認定したのであり、全くムードというか、イメージによる事実認定である。

### (3) 搬入物の性状と出荷の場所

本件搬入物である堆肥の性状と出荷の場所について説明しよう。

原告が搬入した物は“熟成した堆肥”であった。なぜ熟成した堆肥であったかという点、堆肥は約30日かけて堆肥が熟するので、熟成した堆肥は、冬場は農家からの需要がないため出荷がなく溜まるだけなので、次々と入荷する汚泥の受け入れが安心してできるようにするために、堆肥化施設から離れて作った大きなストックヤード（貯留能力約5,000㎡）に移して保管することにしていたが、本件搬入物は、このストックヤードからと、処理施設の中の篩機の真下から出荷したのであった。

「篩機の真下から」というのは、原告の処理施設では、熟成した堆肥を取り出して篩機にかけて異物を除去する作業をした後、真下に溜まる堆肥を車に積んでストックヤードに運んでいたが、その篩機にかけるというのは、下水汚泥が熟成して堆肥になったものから異物を除去して完成する最後の工程であるから、“篩機の真下”から取り出したということは、熟成した堆肥を出荷した証拠である。

もし「汚泥」なら、水分が多くて重く、固まりもあるから、とても篩機にかけることはできないからである。

だから、原告が本件現場に搬入した物は本当に熟成した堆肥であった。もし「汚泥」だったら、“篩機の真下”からは運べないし、耕耘機で耕耘の作業をすることはできないから、できたということは、搬入された物が、「汚泥」ではなく、熟成された堆肥であった証拠なのである。

また、畑の表面は何時までも柔らかくて、臭くて、不潔で、土も腐っているであろう。農作物は植えられないはずである。害虫がわき、ハエが飛び、異臭を放っていたであろう。

また、本件搬入の後3ヶ月後に、被告の職員が大勢でA畑に入り込んで異物の探索をしたが、被告の職員たちは、当時、なんら、その土壌の異常について、原告にも畑の持ち主にも指摘しなかった。異物の存在の指摘だけだった。

また原告がB畑に搬入した後1年経ってから、被告の職員たちの異物の探索が行われたが、勿論、土壌の異常性については一言も指摘がなかった。

このことは、搬入物が正常な熟成した堆肥であったからにはほかならない。

## 4 廃プラと木屑を「異物」と指摘したことは、質的にも量的にも誤り 廃プラと木屑の量は極めて微量である。

### (1) 面積との比較

A畑は2,418㎡（732坪、縦80m、横30m）、この広い畑から173.2g（搬入物は124トン）、B畑は3,000㎡（909坪、縦35m、横90m）、この広い畑からは2,399.2g（搬入物は119トン）の廃プラと木屑を長野県の職員が回収したことは原告も認めるが、搬入物の量に比して、あまりにも微量である。そのため、“構成物”として、わざわざ指摘するべきではないはずであるのに、あえて指摘し、しかも原判決はこれを「けっして少くない」と認定したのは（判決P.17、4行目）、一般常識の世界では誤っているといわなければならない。

その程度の量なら、畑の広さに比して、「ゼロ」といっても過言ではない。

長野地裁判決があえてこれを指摘したのは、県がもともと異物の混入に重点を置いて本件搬入物を廃棄物だと非難したため（調査の開始当時のこと）、後でこの点を取り払うと“難点”がなくなってしまうので、廃棄物認定のためにはどうしても指摘しておかなければならなかった、つまり本件行政処分を有効と認定するためには欠かせないと考えたため、あえて極微量にもかかわらず取上げたのである。

### (2) 重量との比較

搬入物の重量との関係で比較すれば次のとおりとなる。

A畑の搬入物は124トンだから、その割合は、次のとおりとなる。

$$173.2g \div 124,000,000g = 0.000001396$$

B畑の搬入物は119トンで2,399.2gであるから、その割合は次のとおりとなる。

$$2,399.2g \div 119,000,000g = 0.00002016$$

### (3) 木屑の存在を過大視すべきではない

それに、もともと「木屑」は、水分調整と乾燥を促進するための通気の確保の材料として、原告がわざわざ大きめの木くずを買ってきて混入するものである。

長野地裁判決が異物だと認定した「木屑」や廃プラは、街中の通りとか公園内で見られるのではなく、誰もわざわざこの畑を見に来て観察する者はいないから、それだけを取り出してみれば見苦しいには違いないが、実際は、気にすることではないのである。

県は、原告が悪質であるというイメージを強く植え付けるために、見苦しさを誇張するにすぎない。いずれにせよ、正当な行政手続を大きく逸脱したことは明らかである。

## 事務局だより

えーっ、もう12月。いつも思うことが同じになってしまうが、1年というのはこれほど早いものなのか。1年は、言うまでもなく1日1日の積み重ねではあるが、過ごしている間はまだ2月だ、まだ3月だ、と思いつつながら余裕さえ感じることがある。ところが、10月を過ぎる頃から今年を意識し始める。この1年は、何をしてきたのか、目標は達成できたのか、等々。計画は重要なものだなあと思ひ、ラストスパート。何とか年が越せるようにまでやっと仕上げるといふ状況だ。この繰り返しで数十年やってきているが、年末というこの時期はひとつの区切りをさせてくれるので、忙しさの中にも気分的にスッキリするものがある。そして、もう一方には、反省があり、それは翌年の原動力になる。そんなこんなで忘年会が続く。1年の区切りをしたいからだろうか。区切りというものはたくさんあると思うが、年末においてこの1年を振り返って考えることは、いろいろな意味で大変重要である。次に進むためのステップであり、ギアの切替ができるからである。さて、この時期は、冬至、木枯らし。昼が最

も短くなり、夜が最も長い日である。「かぼちゃ」「柚子」を思い浮かべるが、風邪をひかないように注意し、体力保持をしていこうという昔からの知恵であるようだ。かぼちゃを食べ、柚子湯に入るとぐっすり睡眠をとれば、健康でいられること間違いなし。試してみたいかでしょうか。

もう一つは、木枯らし。11月中旬にすごい風の日があり、それが木枯らし1号だったようだ。昨年より23日位遅かったという。風速8m以上でないと、この名前がつかないようで、他に時期、風向きの条件がある。条件も厳しいが、寒さも一段と増してきている。まして、関東には空っ風というのがある。本当に寒くなり、体が硬くなる時期です。仕事に出かける前に、運動して体を温めましょう。安全第一、健康第一で今年も乗り切りましょう。そして、震災被災県の皆さんには、「福祉」を祈念いたします。

事務局の3大ニュースは、災害廃棄物処理支援の本格化、東京都からの受託事業講習会、一般社団法人への認可答申でしょうか。来年も頑張ります。

(井野)

## 編集後記

今年も残すところ、10日余りとなりました。皆様におかれましては、年末のあわただしさと年始の準備に余念がないことと想っています。

景気動向が気になる場所です。あいも変わらず国民生活とその安全確保に無頓着な方はどなたでしょうか。地震、津波、噴火対策並びに人災に対する備えに何ら方向性も示されないようでは国家として機能しているのか不安を感じるのには小生だけでしょうか。籠城して結果が良かったためしはありません。わが国はこれまで京都で大騒動が起ると歴史が動くことが多かったように想っていたところ、第三極の会合が京都で開催されたと報道されました。その選挙も終わり、為政者は変わりました。

わが業界は、災害発生に際しての備えについて議論を重ねている場所です。もちろん、当協会は東京都との連携を常時保っています。自分の身は自分でとは言っても、いざという時には協力、協調が欠

かせません。関係者間で最小限の取り決めをし、情報公開をしておかなければなりません。

新しい都知事も誕生しました。どのような都政になっていくのか気になる場所です。廃棄物に関しては大きな変化はないのかもしれませんが。循環型社会の構築へ、わが業界の果たすべき役割が多いことは、これまでの活動で示してきた場所です。

協会の理事会の開催回数が300回を越えました。来年度に入ると新法人となる関係で第1回から数え直しとなりますが、感慨もひとしおです。もっとも皆様からは回数でなく、中味でしょう、という叱責も聞こえてきそうな気がしますが、真価が問われる経済情勢に入ってきたようです。皆様に妙味を抱いて頂ける広報委員会となるよう委員一同で更に努力を継続していきます。今年1年、お世話になりました。

(乙顔)

## とうきょうさんぱい 2012 第268号

発行人 高橋 俊 美  
企画・編集 広報 委員会 会  
発行所 東京産業廃棄物協会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13  
柿沼ビル7F  
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592  
http://www.tosankyo.or.jp/  
E-mail; info@tosankyo.or.jp  
印刷 皆川美術印刷株式会社

## 入会のご案内

### ～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましては当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

### ◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F  
TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592  
http://www.tosankyo.or.jp/

# 廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去  
→成型→仕上



不要となった  
E・V・Aボードは  
再び原材料として使用

## 東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等  
に使用



パーティクルボード  
「E・V・Aボード」



### 廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO<sub>2</sub>削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！  
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



- 東京ボード工業株式会社  
 本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137  
 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525  
 埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562  
 横浜エコロジー株式会社  
 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154  
 ティー・ビー・ロジスティクス株式会社  
 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315  
 TB関西物流株式会社  
 〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は  
地球温暖化防止に  
全力で取り組みます